

川崎市協働・連携のあり方検討委員会に関する要綱

(目的及び設置)

第1条 多様な主体との協働・連携のあり方について検討することにより、地域における課題の解決を促進し、もって暮らしやすい地域社会の確立に資するため、川崎市協働・連携のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 協働・連携に関する基本的な考え方に関すること。
- (2) 協働・連携により地域の課題解決を促進するための具体的な仕組み等に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、団体等職員及び市民のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(小委員会)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員は、委員の中から委員長が指名する。

(関係者の出席)

第8条 委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総合企画局自治推進部において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。